

別紙

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度
新型コロナウイルス感染症特例措置	
特例以外の場合の雇用調整助成金	現行 (一般的な場合)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
被保険者が対象	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)
1年のクーリング期間が必要 6か月以上の被保険者期間が必要 支給限度日数 1年100日、3年150日	クーリング期間の撤廃 被保険者期間要件の撤廃 同左 同左 同左 + 上記対象期間 3年300日

1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化もを行うこととする

2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

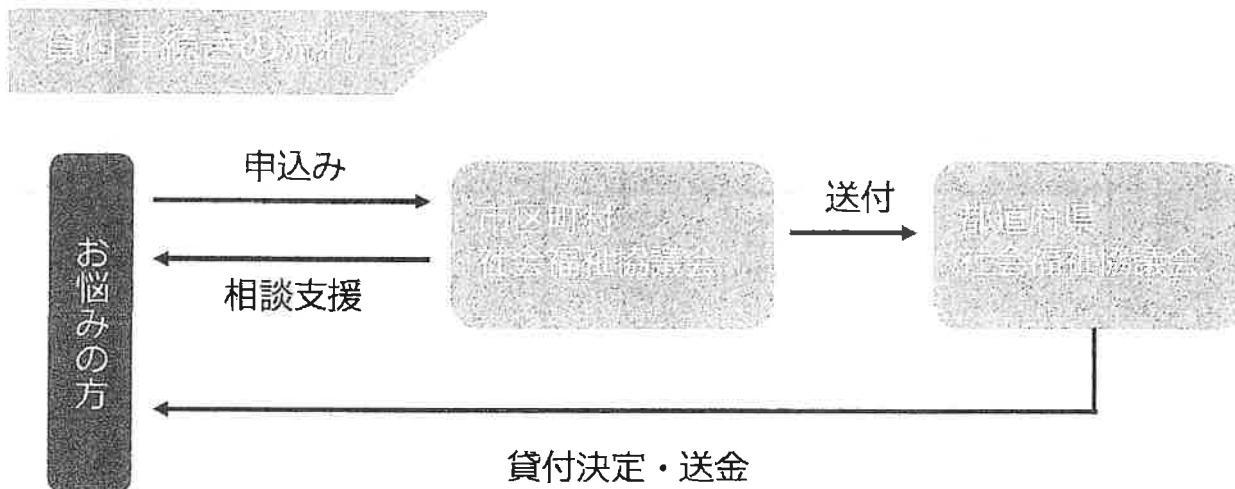
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、
生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。



- 受付開始日
3月25日（水）
- 申込、受付
お住まいの市区町村社会福祉協議会

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となつている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・(二人以上)月20万円以内
- ・(単身)月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

日銀による金融緩和と市中への資金供給の状況

(兆円)

年・項目	日銀の 長期国債 保有残高	日銀当座預金残高				日銀券発行 高+貨幣流 通高②	①+②		
		準備預金制度が適用される金融機関		その他の 金融機関					
		所要準備額①	超過準備額						
2012年平均	78.7	36.4	32.5	7.7	24.8	3.8	85.5		
2013	114.3	77.6	69.6	8.0	61.6	7.9	88.2		
2014	171.8	145.3	132.4	8.3	124.0	13.0	91.2		
2015	246.5	220.6	200.9	8.7	192.3	19.7	95.5		
2016	327.2	293.8	265.0	9.1	256.0	28.8	100.8		
2017	395.4	354.4	315.8	9.7	306.1	38.7	105.2		
2018	441.6	383.0	335.9	10.0	325.9	47.1	109.3		
2019	468.6	396.9	346.3	10.3	336.1	50.6	112.6		
2012→2019増加額	389.9	360.6	313.8	2.5	311.3	46.8	27.1		
プラス金利適用残高 (2019年平均)		208.4	189.6			18.8			

資料出所：日本銀行資料より金属労協政策企画局で作成。

- (解説) * 2012年からの7年間で、日銀の長期国債保有残高は389.9兆円増加している。その分、民間金融機関に資金が供給されたことになる。
 * しかしながら、そのうちの大部分(360.6兆円)は、民間金融機関が日銀に保有している日銀当座預金の口座に止まっており、市中に供給された資金は27.1兆円にすぎない。
 * 日銀当座預金残高の多くは、本来は日銀当座預金に預けておく必要のない「超過準備」であり、2019年時点で336.1兆円に達している。
 * これは、日銀当座預金残高の一定部分にプラス金利(0.1%)が支払われており、その分は、民間金融機関が市中で資金運用する必要がないためである。2019年時点の日銀当座預金残高396.9兆円のうち、208.4兆円にプラス金利が適用されている。
 * プラス金利は金融機関の収益の安定に寄与しており、その撤廃は容易ではない。引き続き金融機関の収益の安定を確保しつつ、336.1兆円の超過準備を市中への資金供給として、有効に活用する方策を考える必要がある。

制度の紹介

生活困窮者自立支援制度では次のような支援を行います。

平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まります。

生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置されます。

働きたくても働けない、住む所がない、など、まずは地域の相談窓口にご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

生活困窮者自立支援制度では次のような支援を行います。

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6ヶ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能

力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状

況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

一時生活支援事業

住居のない方に衣食住を提供します。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

生活困窮世帯の子どもの学習支援

子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

詳しくは、お住まいの都道府県・市にお問い合わせください。

[PDF] [令和元年度自立相談支援機関窓口情報（1月1日現在）](#) [PDF形式 : 261KB]

[PDF] [制度紹介リーフレット（1ページ目）](#) [PDF形式 : 261KB]

[PDF] [制度紹介リーフレット（2ページ目）](#) [PDF形式 : 801KB]

[PDF] [制度紹介リーフレット（3ページ目）](#) [PDF形式 : 864KB]

[PDF] [制度紹介リーフレット（4ページ目）※自治体での記載用のため枠デザインのみ](#) [PDF形式 : 224KB]

[PDF] [就労訓練事業に関するパンフレット（PDF版）](#) [PDF形式 : 12,362KB]

[W] [就労訓練事業に関するパンフレット（Word版）](#) [DOC形式 : 1,580KB]

[PDF] [新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの皆さまへ](#)

平成25年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
社会福祉推進事業

生活困窮者自立相談支援機関の 設置・運営の手引き

平成26年3月

 一般社団法人 北海道総合研究調査会

第III章

自立相談支援機関の業務と支援プロセス

自立相談支援機関には、相談支援や就労支援を行う各支援員を配置して、地域のネットワークを構築しながら生活困窮者への包括的・継続的な支援を実施する中核的な機関としての役割が期待される。本章では、自立相談支援機関の業務や支援プロセスの流れとその具体的な方法について整理する。

1 自立相談支援機関の業務

自立相談支援機関は、第Ⅰ章の2で示した2つの目標、5つの支援のかたちを支援の理念とし、第Ⅰ章の3(3)に記載した2つの業務を行う。

生活困窮者支援の2つの目標（※要点を整理して再掲）

①生活困窮者の自立と尊厳の確保

生活困窮者が目指す自立とは、一人ひとり異なるものであり、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を含む。その目標は、本人が自己選択し、受ける支援も自己決定が基本である。自己肯定感を失っている場合もあり、尊厳の確保に特に配慮すべき。

②生活困窮者支援を通じた地域づくり

多様で複合的な課題を持つ生活困窮者の課題を解決するためには、地域において対応する支援方策を用意することが必要。従来の取組を活かしつつ、不足する場合は、新たに創設することが必要。

生活困窮者支援の5つのかたち（※要点を整理して再掲）

①包括的な支援

心身の不調、知識や技能の課題、家族の問題、家計の破たん、将来展望の喪失などの複合した問題群に包括的に対応する。包括的な支援は、関係機関が連携し、チームアプローチにより実現する。

②個別的な支援

一人ひとりの状況を個別にアセスメントする。個別に目標を設定したうえで、既存の制度やサービスにあてはめるのではなく、ニーズに応じて制度を活用し、不足の場合は創り出す。

③早期的な支援

早期的なアプローチ・支援を行う。また、生活困窮者は支援を求める気力を失っていることも想定され、「待ち」の姿勢ではなく、地域の関係機関との連携により把握に努める。

④継続的な支援

一度の支援では十分な効果があげられない場合もあり、段階的・継続的に支援する。また、本制度に基づくサービスが終了したあとも必要に応じてフォローする。

⑤分権的・創造的な支援

地域の経済状態や人口構造によって生活困窮者の現れ方が異なり、対応する社会資源も異なる。自治体においては、福祉分野のほか保健、雇用、教育、住宅、産業等の分野との連携を図り、地域づくりを行うことが必要。

(1) 相談支援業務

- 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、その課題を適切にアセスメントし、それぞれの状態にあった自立支援計画（プラン）を本人と協働で作成し、必要なサービスの提供につなげる。【対個人】
- 支援員は就労支援も含め寄り添い型の包括的・継続的支援を行う。また、プランに盛り込まれたサービスを提供する事業所等と連携し、本人の自立を支援する。
- サービス提供を進めつつ、本人の変化からプランを確認・評価し、必要に応じてプラン内容を見直す。本人の目指す自立が達成された場合、相談支援の「終結」とする。その場合でも必要に応じて、その後の状況をフォローする。
- なお、生活困窮者が自立相談支援機関に来訪した場合であっても、生活保護の適用が必要と考えられる場合には、適切に福祉事務所につなぐことが必要である。

(2) 地域づくり・地域連携業務

- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組む。【対地域】
- 生活困窮者が、人との関わりの中で生活していくよう、個人を取り巻く地域をつくりていく活動を進める。地域との関係づくりを進めるには、生活困窮者一人ひとりの課題を基に、具体的な対応策を検討し、実施することが必要である。
- そのため、地域の社会資源を把握する。支援員が個々のニーズに対応する解決案を提示するためには、その前提として地域で活用できる資源を把握し、いつでも相談できる関係性を築いているかが鍵となる。資源がある場合は、連携強化を図り、ない場合は、関係機関と協議し、創出・開発を進めることが必要である。
- 特に、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）など多様な働き方の場としての「出口」の創出と、社会参加の場づくりは重要である。また、生活困窮者の受け入れに対する企業側の理解の促進を図ることにより、働きやすい環境づくりを目指すことも大切である。
- こうした取組を進めるためには、地域において、中核となる関係者が集まる協議の場を設定する必要がある。その際、まずは、高齢者施策における地域ケア会議や障害者施策における地域自立支援協議会など、既存の協議会等の活用を検討することも考えられる。
- また、支援員や行政職員だけでなく、地域住民や当事者グループ等の多様な担い手が相談・支援活動に参加できるよう働きかけ、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりにつなげることが大切である。

アビガン錠200mg

* * 2019年4月改訂(第7版)

* 2018年10月改訂

貯 法：室温保存
使用期限：外箱に表示の期限内に使用すること

抗インフルエンザウイルス剤
劇薬・処方箋医薬品

日本標準商品分類番号
87625

承認番号	22600AMX00533000
薬局取扱	薬局基準未取扱
販売開始	
国際誕生	2014年3月

アビガン錠200mg

ファビピラビル錠

AVIGAN®



AGN-051071

本剤は、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分な新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症が発生し、本剤を当該インフルエンザウイルスへの対策に使用すると国が判断した場合にのみ、患者への投与が検討される医薬品である。本剤の使用に際しては、国が示す当該インフルエンザウイルスへの対策の情報を含め、最新の情報を探査し、適切な患者に対して使用すること。

新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症に対する本剤の投与経験はない。添付文書中の副作用、臨床成績等の情報については、承認用法及び用量より低用量で実施した国内臨床試験に加え海外での臨床成績に基づき記載している。

【警告】

- 動物実験において、本剤は初期胚の致死及び催奇形性が確認されていることから、妊娠又は妊娠している可能性のある婦人には投与しないこと（「禁忌」及び「6. 妊婦・産婦・授乳婦等への投与」の項参照）。
- 妊娠する可能性のある婦人に投与する場合は、投与開始前に妊娠検査を行い、陰性であることを確認した上で、投与を開始すること。また、その危険性について十分に説明した上で、投与期間中及び投与終了後7日間はパートナーと共に極めて有効な避妊法の実施を徹底するよう指導すること（「6. 妊婦・産婦・授乳婦等への投与」の項参照）。なお、本剤の投与期間中に妊娠が疑われる場合には、直ちに投与を中止し、医師等に連絡するよう患者を指導すること。
- 本剤は精液中へ移行することから、男性患者に投与する際は、その危険性について十分に説明した上で、投与期間中及び投与終了後7日間まで、性交渉を行う場合は極めて有効な避妊法の実施を徹底（男性は必ずコンドームを着用）するよう指導すること。また、この期間中は妊娠との性交渉を行わせないこと（「6. 妊婦・産婦・授乳婦等への投与」及び「薬物動態 2. 分布」の項参照）。
- 治療開始に先立ち、患者又はその家族等に有効性及び危険性（胎児への曝露の危険性を含む）を十分に文書にて説明し、文書で同意を得てから投与を開始すること（「禁忌」、「2. 重要な基本的注意」及び「6. 妊婦・産婦・授乳婦等への投与」の項参照）。
- 本剤の投与にあたっては、本剤の必要性を慎重に検討すること。

【組成・性状】

販売名	アビガン錠200mg
成分・含量 (1錠中)	ファビピラビル 200mg
添加物	ポビドン、軽質無水ケイ酸、低置換度ヒドロキシプロピルセルロース、クロスボビドン、フルマ酸ステアリルナトリウム、ヒプロメロース、酸化チタン、タルク、黄色三二酸化鉄
色・剤形	淡黄色のフィルムコーティング錠
外 形	
大きさ(mm)	直径：約8.7、厚さ：約4.3

【効能又は効果】

新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症（ただし、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分なものに限る。）

〈効能又は効果に関する使用上の注意〉

- 本剤は、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分な新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症が発生し、本剤を当該インフルエンザウイルスへの対策に使用すると国が判断した場合にのみ、患者への投与が検討される医薬品である。本剤の使用に際しては、国が示す当該インフルエンザウイルスへの対策の情報を含め、最新の情報を随時参照し、適切な患者に対して使用すること。
- 本剤は細菌感染症には効果がない（「2. 重要な基本的注意」の項参照）。
- 小児等に対する投与経験はない（「7. 小児等への投与」の項参照）。

【用法及び用量】

通常、成人にはファビピラビルとして1日目は1回1600mgを1日2回、2日目から5日目は1回600mgを1日2回経口投与する。総投与期間は5日間とすること。

注) 処方箋医薬品：任意一医師等の処方箋により使用すること